

シンポジウム
「ハンセン病『特別法廷』
と司法の責任」
反訳報告書

福岡県弁護士会人権擁護委員会

2016年2月13日（土）

福岡県弁護士会館3階ホール

＜ゲストコメント（江田五月議員）＞

（司会：弓幸子弁護士）

内田教授，ありがとうございました。

本日は受付で，ただ今御講演いただきました内田教授の著書を特別価格で販売しておりますので，この機会に是非お求めくださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは，続きまして，参議院議員・元裁判官・元法務大臣である江田五月議員よりゲストコメントを頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

（拍手）

（江田五月参議院議員）

1 自己紹介

皆さんこんにちは。

今の御紹介で，参議院議員で，元裁判官・元法務大臣というご紹介をされましたが，徳田弁護士，内田教授のお話を圧倒的な迫力で聞かせていただいて，「随分断罪されたなあ」という感じで，何のお話をしているか分からないという感じでございます。

今日，実は，福岡県弁護士会人権擁護委員会から，パネルディスカッションに来てくれないかというお誘いでしたが，今，政治状況が大変で，今日も夕方には地元岡山へ帰らなければいけないので，パネリストは無理だと言いましたが，それでは，二つの講演を聞いてゲストコメントをお願いしたいというお誘いがありましたので，多くの皆様がお集まりなのに，折角の機会を無にすることは無いと思い，やって

参りました。

私は、裁判官は1968年から77年まで、10年弱やりまして、1977年に参議院議員に当選してから今年（2016年）7月で足掛け40年、全部の期間ではありませんが、国会議員をしています。



2 少年時代のハンセン病との関わり

この間かなりハンセン病問題には関わってきたつもりであります。

私は、戦前の1941年生まれです。1941年12月から太平洋戦争ですが、私は名前のおり5月生まれですから戦前生まれで、戦争中は中国へ渡っていました。今日はお若い皆様がおられるので御存じないかもしれませんが、私の父は江田三郎といいまして、戦前は、戦争に反対して2年8か月間、刑務所に入りまして、出所後、私が生まれて、日本にいればどんな目に遭わされるか分からないということで、色々なつてで中国へ渡り、土木工事のお手伝いをしています。

そこで終戦を迎えました。戦後、昭和21年ころ、引き揚げで岡山へ帰って参りました。

今でも思い出しますが、1953年、らい予防法という大変な法律が制定されました。光田健輔（元長島愛生園）園長という人自身は大変御立派な先生と思っている方も多いですが、それでもらい予防法はやっぱり間違いです。多くの人たちが「予防法闘争」をしておりました。大変な闘争だったと思います。私はまだ小学生時代でしたけれども、そういうことを目にしておりました。今のらい予防法が1953年に制定された当時、そのような法律はいけないんだという「予防法闘争」は、当事者の皆様は勿論ですが、国会の中でもかなり厳しくやられていました。

岡山には長島愛生園と邑久光明園という二つのハンセン病療養所があります。私は小学校高学年だったと思いますが、父に付いて長島へ行きました。すると、本当に、園内に入る時はクレゾールで手を洗って、白衣を着て、患者がいる場所とはるか離れた場所でしかお話ができないという状況だったことを目の当たりにしています。そのような中で私の父は「うるさい」と言って、手も洗わず、白衣も着ず、堂々と患者の中に入って行っている話をしていました、子ども心にも「これは何かあるな」という思いが強く記憶に残っています。

3 国会議員としてのハンセン病との関わり

ハンセン病については、「ハンセン病問題対策議員懇談会」という国会議員連盟があるのですが、当時、万年与党だった自民党の人はなかなか入ってくれなくて、野党の者が中心になって議員連盟が作られていまして、1977年、私が国会議員になった時には、非常に自然にそのメンバーになって、事務局も担当したりして参りました。

しかし、国に対して「よろしくお願いします」という議員連盟だっ

たので、2001年に熊本地裁判決が出る前年ころだったでしょうか、多くの皆様から、そうではなくて、国に対して闘う議員連盟が必要ではないか、国に対して闘う国家賠償訴訟を支援する議員連盟を作れというお話をいただいて、私は旗振り役になって、「ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会」という議員連盟を作って、応援しました。

与党議員は政府を支えている議員ですから、与党議員が政府に対して対抗する訴訟の支援をする議員連盟に入ってくれるだろうと思ったら、案外そうでもない、入ってくれる人が数人ですけどおまして、超党派、与野党込みの議員連盟になりました。熊本地裁判決が出た時には、私ども本当に必死になって、政府の控訴断念の応援を致しました。当時の小泉総理大臣に対し、この声届けという思いで、当事者・弁護団の皆様と一緒に、この要望を色々なところへ持って行き、有楽町で街頭演説をしたりして、控訴断念ということになりました。そして、熊本地裁判決が基本になって、その後の厚生労働省との交渉などがずっと進んで参りました。

ハンセン病問題は次第に最終解決に進んでいると思いますが、それでもまだまだ課題があって、療養所の将来構想をこれからどうしていくのかということを実際に考えていかなければいけないところへ来ています。

4 「特別法廷」の問題について

本日の「特別法廷」の問題について、先日、最高裁に来ていただいたので、若干の資料があるのですが、これを見ますと、(裁判所外の)開廷場所の指定を求めたのが全部で180件あって、その内の113件が認可、認可率63%です。この113件の認可の内、96件がハンセン病を理由とするものです。この96件の認可の内の1件は撤回

で、95件が全部、100%、認可されているわけですから、いかにその他の事件とハンセン病を理由とする指定とが違うかということは、もうはっきりしています。今もお話があったとおり、司法をも覆っていた「ハンセン病観」が影響していることは明らかなだと思っております。

5 憲法を実現する闘い

私は今、憲法が本当に重要なところへ来ていると思います。

私たちの憲法は今から70年前、1946年に公布されましたが、当時の憲法実態というのはどうだったか、どれだけ私たちが憲法を実現できて来たのかというと、これはずっと（実体と憲法が）乖離していると思います。

戦争直後、寒い冬に凍え死んだというのは珍しくないほど次々と出ていたような時代で、憲法25条について、最高裁はプログラム規定としていましたが、昭和30年代はしょうがなかったかもしれませんが、憲法25条を実現しようといろんな努力が重なって今は相当のところまできていて、今という時代になって、例えば、早島の結核療養所の朝日さんのようなことが起きれば、憲法違反という判断を下しても全然おかしくないだろうと思います。

こういうふうに次第に憲法を実現してきた多くの闘いがある一方で、憲法の制度があるのにどんどんどんどん削られてくるというちょうど今、接点に来ていて、この接点をどちらに向けていくのか、憲法をもっと実現していこうという方向に向けるのか、それとも憲法をどんどんそぎ落としていき、現実がまたおかしい方向に行くのか、そのぎりぎりのところへ来ている、政治状況が大変にシビアな状況になって来ていると思っております。

6 最後に

ハンセン病についても、らい予防法ができた当時から比べると今は随分進んできていますが、これをもっと進めて、全てに渡って、もっともっと人権侵害状況がないようにしていかなければならないと思っています。

私も、お二人の先生方のご講演を聞かせていただいて大変に頭が整理されたという思いで感謝を申し上げまして、ゲストコメントとさせていただきます。

本当に今日はありがとうございました。

(拍手)

(司会：弓幸子弁護士)

江田議員，ありがとうございました。

それではここで休憩に入らせていただきます。

今15時47分ぐらいですので、約7，8分の休憩時間を取らせていただき、15時55分からパネルディスカッションを開始したいと思います。皆様，お時間までにはお席にお戻りください。